

○龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付要綱

令和4年8月8日

告示第145号

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格又は物価の高騰により更なる経済的な影響を受けている農業者を支援するため、予算の範囲内において龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和4年8月1日（以下「基準日」という。）以前に農業経営を開始し、今後も当該農業経営を継続する意思を有する個人又は法人であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 基準日において、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2の規定により農地に関する情報が龍ヶ崎市農業委員会の農地台帳に記録されていること。
- (2) 市内で農産物（畜産物を含む。以下同じ。）を生産又は飼育をし、令和3年度又は令和4年度に当該農産物を販売又は出荷をしていること。
- (3) 畜産にあつては農産物の販売額若しくは出荷額が50万円以上、畜産以外にあつては経営耕地面積（補助対象者が所有し、又は借入れし、耕作している耕地の面積をいう。以下同じ。）が30a以上又は農産物の販売額若しくは出荷額が50万円以上であること。

(補助対象とならない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象としない。

- (1) 龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱（令和

4年龍ヶ崎市告示144号)に基づく補助対象者

- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認める者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる区分ごとに算出した額を合算した額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年12月16日までに、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、誓約書(様式第2号)その他関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費

補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請等があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）又は龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前2条の規定により補助金の交付決定又は変更承認の通知を受けた補助事業者は、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（実績報告に関する特例）

第10条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

（補助金の返還）

第12条 前条の規定による補助金の返還の命令は、龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金返還命令書（様式第9号）により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第11条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第4条関係)

区分	対象品目	交付単価	補助金の額
水稻	主食用米，飼料用米，加工用米，大豆（ブロッコローテーションにより転作し，水田で栽培しているものに限る。）	1. 2円 / 1㎡	経営耕地面積（㎡）×交付単価
露地栽培 （加湿設備のないハウス栽培を含む。）	野菜，果樹，花き・花木	4. 4円 / 1㎡	
施設栽培 （加湿設備のあるハウス栽培）	促成トマト，イチゴ，花き・花木	促成トマト 183円 / 1㎡ イチゴ 176円 / 1㎡ 花き・花木 242円 / 1㎡	

ス栽培に限 る。)			
畜産	酪農, 養豚,	酪農 6,000円/1頭 養豚 400円/1頭	令和4年度の 飼育予定数× 交付単価
	養鶏(ウインド レス鶏舎を導 入し, 飼育して いるものに限 る。)	養鶏 757円/1㎡	鶏舎の施設面 積(㎡)×交付 単価
その他の農 産物	市長が認める 品目	市長が認める交付単価	市長が認める 額

備考

- 1 経営耕地面積は, 対象品目ごとの延べ面積ではなく栽培する圃場の合計面積とし, 基準日時点において農地台帳に記載されている面積を上限とする。
- 2 経営耕地面積には, 市外にあるもの及び自家消費, 観賞用の農産物等を栽培するものは含まないものとする。
- 3 加温設備は, 農業用機器メーカーが製造したものであって, 施設の規模に対し適正な能力を有した温風暖房機が取り付けられているものとする。